

第3項 リサイクルを進める

1 資源のリサイクル（再生利用）

(1) 集団回収

集団回収は、区に登録した団体が、資源回収業者と協力して、古紙、古布およびアルミ缶などのリサイクルに取り組む事業です。集団回収は、各区の事業として平成4年に都から移管されました。町会、自治会および子ども会などの区民の自主的な団体であれば、登録することができます。区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、回収量1kgあたり6円の報奨金を支給しています。このほか、集荷場所案内板・雨よけシートなどの支給や電動空き缶プレス機の無償貸出、資源回収業者の紹介も行っています。

集団回収の実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資源回収量	11,732 t	12,153 t	12,077 t	11,801 t	11,007 t
登録団体数	503 団体	533 団体	557 団体	571 団体	592 団体

(2) 事業系資源回収「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」

商店街、オフィスなどから発生する事業系のダンボール、板紙およびOA紙などの古紙類を中心に、回収業者が主体となって回収を行っています。ダンボールや板紙は平成8年10月から、OA紙やシュレツダー類は平成9年5月から回収を行っています。

(3) 集積所での資源回収（古紙、容器包装プラスチック）

平成9年6月から東京都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙、びん・缶の回収を開始し、平成12年2月からは、区内全域で週1回古紙の回収を本格実施しました。

平成19年10月から区内の一部地域で、それまで不燃ごみとして収集していた容器包装プラスチックを資源として回収し、それ以外のプラスチック、ゴム製品および革製品を可燃ごみとするモデル事業を開始しました。平成20年10月からは、区内全域で分別変更を本格実施しました。

(4) 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）

平成8年12月から関町北・関町東地域で、週1回、回収用コンテナを設置し、各週で交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始しました。その後順次地域を拡大し、平成12年12月には光が丘地区を除くすべての地域で実施しました。これに伴い、公共施設の拠点回収（飲料缶のみ）は廃止され、街区路線回収に統合されました。平成13年12月から光が丘地区を除く全域で飲食用びんと飲食用缶を毎週同時に回収する方式に変更し、平成15年度には光が丘地区も統合し区内全地域で街区路線回収を展開しています。

平成 16 年 7 月から早宮・春日町・田柄地域でペットボトルの回収を始め、回収地域を順次拡大し、平成 18 年度に区内全域で実施しています。

平成 19 年度から排出量の少ない小規模事業者についても、びん・缶、ペットボトルを有料で回収する事業を開始しました。

街区路線回収の回収実績

(単位:t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
びん	5,359	5,446	5,405	5,462	5,319
缶	2,060	2,011	1,931	1,893	1,868
ペットボトル	1,987	2,008	1,976	2,086	2,136
合計	9,406	9,465	9,312	9,441	9,323

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

(5) 拠点回収

ア 乾電池

区内 85 か所の販売店および区立施設などに回収ボックスを設置し、使用済み乾電池を回収しています。区立小中学校 66 校では、児童生徒を対象として、回収ボックスによる回収を行っています。

イ 古着・古布

古着・古布のリサイクルを推進するため、平成 14 年度から区立施設で拠点回収を開始しました。平成 28 年度は 28 か所の区立施設などで回収を行うとともに、衣替えの 5 月・10 月・11 月には、臨時回収を 8 か所で行いました。

ウ 廃食用油

家庭から排出される使用済みごま油など植物性の廃食用油の資源化、ごみの減量化などを進めるため、平成 20 年 6 月から廃食用油の回収・資源化事業を開始しました。当初は、区内 30 か所の区立施設などで月 1 回の回収でしたが、現在では、回収拠点を 43 か所に増やしました。

回収された廃食用油は、バイオディーゼル燃料（軽油代替燃料）に精製し清掃車に利用しているほか、インクの原料などの工業用原料に利用されています。

エ 小型家電

平成 23 年 9 月から区内 5 か所の区立施設に回収ボックスを設置し、小型家電製品 9 品目（携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、AC アダプター）の回収を開始しました。現在では、回収拠点を 15 か所に増やしました。

回収した小型家電製品に含まれる有用金属（金、銀、銅、鉄、パラジウムなど）を再資源化しています。

オ 蛍光管

平成 24 年度から、区内 42 か所の区立施設において使用済み蛍光管回収を期間限定で実施しています。（平成 28 年度は、区立施設 43 か所で 12 月・1 月に実施）

拠点回収の回収実績

(単位:t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
紙パック	29	26			
乾電池	91	85	75	87	95
ペットボトル	335	327	309		
古着・古布	507	465	462	488	460
廃食用油	19	18	18	19	18
小型家電	2	3	3	3	3
蛍光管	1	1	1	1	1
合 計	984	925	868	598	577

※ 紙パックの拠点回収は、平成 26 年 3 月末をもって廃止

※ ペットボトルの拠点回収は、平成 27 年 2 月末をもって廃止

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

2 区立施設におけるリサイクルの推進

区は事業者として、事業活動に伴う廃棄物の再生利用を図るため、平成 9 年度から、古紙回収に加え、びん・缶、ペットボトルおよび乾電池の回収を行っています。平成 20 年 6 月から保育園、福祉園など給食提供施設の廃食用油の回収・資源化を開始し、平成 22 年 12 月から蛍光管の回収も行っています。

区立施設回収の回収実績 (区役所庁舎を除く)

(単位:t)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
古紙・古布	705	683	681	675	664
びん	8	8	7	7	6
缶	16	16	16	17	16
ペットボトル	10	11	9	10	9
乾電池	2	3	3	3	2
廃食用油	8	9	8	7	7
蛍光管	5	5	6	5	5
合 計	754	735	730	724	709

※ 表中の数値は、端数処理により内訳と合計が一致しない場合がある

3 練馬区資源循環センター

区の循環型社会づくりの中心的施設として平成 22 年 11 月に開館しました。

練馬区資源循環センターの主な事業は、以下のとおりです。なお、事業の実施および施設の管理運営は、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社が担っています。

(1) 粗大ごみの収集事業

家庭から排出される粗大ごみは、区民が粗大ごみ受付センターに申し込みます。収集または、区民自身による練馬区資源循環センターへの持込みを選択することができます。平成 28 年度の収集量は 5,396.2 t（持込量を含む）、件数は 218,090 件でした。

(2) 粗大ごみの再使用事業

粗大ごみとして集めたもののうち再使用可能となる木製家具などに簡易な清掃・修理を施し、区内の各リサイクルセンターに搬入して、販売しています。平成 28 年度に再使用した点数は 7,123 点でした。

(3) 粗大ごみの金属類回収事業・布団の資源化事業

粗大ごみの中から電化製品、金属製品を選別・解体し、鉄等の金属資源を回収しています。また、布団も選別し、資源化しています。平成 28 年度は、鉄等の金属資源を 755.8 t、布団を 98.1 t 資源化しました。

(4) 集団回収の相談等窓口（97 ページ参照）

(5) 資源回収拠点

資源回収拠点として毎週日曜日に古着・古布、廃食用油の回収を行うほか、乾電池、紙パックおよび小型家電の回収ボックスを設置しています。

(6) バイオディーゼル燃料精製事業

家庭から排出される使用済食用油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製し、区の清掃車 2 台と環境学習車に利用しています。平成 28 年度の精製量は、4,666L でした。

(7) 資源循環推進事業の普及啓発等

相談コーナーでは、資源循環およびリサイクルに関する図書や資料を収集し、区民や事業者に閲覧と貸出をしています。また、施設見学会、ごみの発生抑制とリサイクルに関する各種イベントおよび 3R につながる講習会などを開催しています。

(8) 容器包装プラスチックの回収事業

家庭などから排出される容器包装プラスチックを集積所から回収し、中間処理施設に搬入しています。平成 28 年度の回収量は、5,068.7 t でした。

(9) 可燃ごみ不燃ごみ収集事業

区内の約 3 分の 1 の地域で、可燃ごみおよび不燃ごみを収集しています。

練馬区の資源の流れ図

